

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の  
一部を改正する規則

第1条 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第10条第3項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改め、同条第9項各号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第10項各号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

附則第8項及び附則第13項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

（次のよう 別記）

別表第2中「349,000円」を「353,500円」に、「215,300円」を「218,300円」に、「207,100円」を「210,100円」に、「219,700円」を「222,900円」に、「217,700円」を「220,900円」に、「174,300円」を「176,700円」に、「137,100円」を「139,200円」に改める。

第2条 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「1.1」を「1.11」に改める。

第9条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第10条第3項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同条第9項各号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第10項各号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

（次のよう 別記）

別表第2中「353,500円」を「356,700円」に、「218,300円」を「220,300円」に、「210,100円」を「212,000円」に、「222,900円」を「225,000円」に、「220,900円」を「222,900円」に改める。

円」に、「176,700円」を「178,300円」に、「139,200円」を「140,500円」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる第1条の規定による改正後の堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 改正後の規則別表第1及び別表第2第3号から第9号までの規定 令和6年4月1日
  - (2) 改正後の規則第9条第3項及び第4項、第10条第3項、第9項及び第10項並びに附則第8項及び附則第13項の規定 令和6年12月1日(経過措置)
- 3 令和6年12月1日において会計年度任用職員（堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号。以下「条例」という。）第1条に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であって次の各号のいずれにも該当するもの（以下「遡及対象職員」という。）以外の者に対する令和6年4月1日から同年12月31日までの間（以下「対象期間」という。）における勤務に係る給与については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 条例第2条第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員又は月額による基本報酬を受ける同条第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員
  - (2) 週勤務時間が15時間30分以上であり、かつ、任用期間が6月以上又は6月以上の見込みである会計年度任用職員
- 4 令和6年12月1日において遡及対象職員である者であって、同年4月1日から同年11月30日までの間に遡及対象職員でない期間（以下「不遡及期間」という。）があるものに対する不遡及期間（不遡及期間が複数あるときは、直近の不遡及期間）の末日以前の勤務に係る給与については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正前の規則」という。）附則第3項又は附則第4項の規定の適用を受けていた継続職員（施行日において改正後の規則附則第3項又は附則第4項の規定の適用を受けないこととなる者に限る。以下「移行職員」という。）のうち、改正後の規則の規定により算定される対象期間の勤務に係る給料又は報酬の額の合計額が、改正前の規則の規定により算定した

対象期間の勤務に係る給料又は報酬の額の合計額に達しないこととなるものに対する対象期間の勤務に係る給料又は報酬の額については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 移行職員のうち、改正後の規則の規定により算定される令和6年中の期末手当の額の合計額が、改正前の規則の規定により算定した同年中の期末手当の額の合計額に達しないこととなるものに係る同年中の期末手当の額については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 第5項の規定の適用を受ける移行職員に係る令和6年中の勤勉手当の額の算定に係る勤勉手当基礎額については、同項の規定にかかわらず、改正後の規則第3条の規定を適用するものとする。

(給与の内払)

8 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

別表第1 (第3条関係)

(単位 円)

職務の区分	経験年数										
	1年未満 の場合	1年以上 2年未満 の場合	2年以上 3年未満 の場合	3年以上 4年未満 の場合	4年以上 5年未満 の場合	5年以上 6年未満 の場合	6年以上 7年未満 の場合	7年以上 8年未満 の場合	8年以上 9年未満 の場合	9年以上 10年未満 の場合	10年以上 の場合
第1号区分に 該当する者	347,930	348,810	349,690	350,570	351,450	352,330	353,210	354,090	354,970	355,850	356,730
第2号区分に 該当する者	331,540	333,740	335,940	337,370	338,250	339,130	340,010	340,890	341,770	342,650	343,530
第3号区分に 該当する者	289,520	306,130	310,860	316,030	319,990	324,060	328,130	330,990	333,190	335,390	337,150
第4号区分に 該当する者	280,390	297,220	301,400	306,130	310,860	316,030	319,990	324,060	328,130	330,990	333,190
第5号区分に 該当する者	266,090	281,710	288,090	293,700	298,320	302,390	307,230	312,070	316,910	320,980	325,160
第6号区分に 該当する者	262,130	275,110	281,710	288,090	293,700	298,320	302,390	307,230	312,070	316,910	320,980
第7号区分に 該当する者	255,310	265,980	272,140	278,520	284,790	290,840	296,120	300,410	304,810	309,650	314,710
第8号区分に 該当する者	249,370	257,730	264,330	270,710	276,870	283,140	289,410	294,910	299,420	303,490	308,440

第9号区分に 該当する者	239,800	249,590	256,080	262,680	269,280	275,110	281,710	288,090	293,700	298,320	302,390
第10号区分 に該当する者	226,600	235,400	243,760	251,240	257,730	264,330	270,710	276,870	283,140	289,410	294,910
第11号区分 に該当する者	206,800	215,820	224,400	233,200	242,000	249,590	256,080	262,680	269,280	275,110	281,710
第12号区分 に該当する者	187,220	196,130									206,800

別表第1 (第3条関係)

(単位 円)

職務の区分	経験年数										
	1年未満 の場合	1年以上 2年未満 の場合	2年以上 3年未満 の場合	3年以上 4年未満 の場合	4年以上 5年未満 の場合	5年以上 6年未満 の場合	6年以上 7年未満 の場合	7年以上 8年未満 の場合	8年以上 9年未満 の場合	9年以上 10年未満 の場合	10年以上 の場合
第1号区分に 該当する者	351,093	351,981	352,869	353,757	354,645	355,533	356,421	357,309	358,197	359,085	359,973
第2号区分に 該当する者	334,554	336,774	338,994	340,437	341,325	342,213	343,101	343,989	344,877	345,765	346,653
第3号区分に 該当する者	292,152	308,913	313,686	318,903	322,899	327,006	331,113	333,999	336,219	338,439	340,215
第4号区分に 該当する者	282,939	299,922	304,140	308,913	313,686	318,903	322,899	327,006	331,113	333,999	336,219
第5号区分に 該当する者	268,509	284,271	290,709	296,370	301,032	305,139	310,023	314,907	319,791	323,898	328,116
第6号区分に 該当する者			284,271	290,709	296,370	301,032	305,139	310,023	314,907	319,791	323,898
第7号区分に 該当する者	264,513	277,611	284,271	290,709	296,370	301,032	305,139	310,023	314,907	319,791	323,898
第8号区分に 該当する者			274,614	281,052	287,379	293,484	298,812	303,141	307,581	312,465	317,571

第9号区分に該当する者	257,631	268,398	274,614	281,052	287,379	293,484	298,812	303,141	307,581	312,465	317,571
第10号区分に該当する者	273,733			280,171	286,387	292,714	299,041	304,591	309,142	313,249	318,244
第11号区分に該当する者	251,637	260,073	266,733	273,171	279,387	285,714	292,041	297,591	302,142	306,249	311,244
第12号区分に該当する者	241,980	251,859	258,408	265,068	271,728	277,611	284,271	290,709	296,370	301,032	305,139
第13号区分に該当する者	251,976			259,524	266,073	272,733	279,171	285,387	291,714	298,041	303,591
第14号区分に該当する者	245,976			253,524	260,073	266,733	273,171	279,387	285,714	292,041	297,591
第15号区分に該当する者	228,660	237,540	245,976	253,524	260,073	266,733	273,171	279,387	285,714	292,041	297,591
第16号区分に該当する者	208,680	217,782	226,440	235,320	244,200	251,859	258,408	265,068	271,728	277,611	284,271
第17号区分に該当する者	188,922	197,913	208,680								

備考

- 1 第1号区分から第17号区分までの各々の「職務の区分」に該当する者については、市長が定めるものとする。
- 2 東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員については、この表に定める額に111分の120を乗じて得た額を給料の額とする。